

戸籍総合システム更新等業務公募型プロポーザル実施要領

令和2年4月
甲府市

戸籍総合システム更新等業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本市では、戸籍総合システムを導入することにより、これまで戸籍や附票などを一元管理し安全性や安定性を向上させ、事務の効率化及び市民サービスの向上を図ってきた。

現在の戸籍総合システムについては、現行事業者との運用保守に関する履行期間が令和2年12月31日をもって満了することから、戸籍総合システムの更新を行う。

更新にあたっては、より質の高い市民サービスの提供を継続的に実現するため、事業者のノウハウや経験を生かした豊富な技術を活用することができる事業者を公募型プロポーザル方式により決定する。

2 業務の概要

(1) 業務名

戸籍総合システム更新等業務

(2) 業務内容

別紙「戸籍総合システム更新等業務 仕様書」「戸籍総合システム更新等業務 業務仕様書」「戸籍総合システム更新等業務 サービス仕様書」「戸籍総合システム更新等業務 仕様書別紙ポイント表」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年12月31日まで

(4) 提案上限額

金 97,200千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、後述する提案価格書を提出する際は、上記提案上限額を超えてはならない。

3 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 本市の指名停止を受けている者でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

カ 税を滞納していないこと。

キ 本業務に類似する十分な実績及び能力を有していること。

(2) 参加資格要件確認期間

市が参加表明書（様式1）を受理した日から、提案事業者と委託契約を締結する日までの間とする。

4 参加に係る必要な書類の提出

「3 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次の必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明に関するもの

(ア) 参加表明書（様式1）

参加表明者が提案の一部について、他の企業への下請け委託を前提とする場合は、業務協力契約予定書（様式5）を添付すること。

(イ) 会社概要等整理表（様式3-1～3-4）（参加表明書と割印のこと。）

(ウ) 税の完納を証する書類

事業所が所在する市区町村の納税証明書（発行日より3か月以内）

(エ) 誓約書（様式9）

イ 企画提案に関するもの

(ア) 企画提案書

表紙に企画提案書（様式2）を使い、紙製ファイルを使用すること。

電子ファイル（CD-ROM媒体へWord、Excel、Power pointで保存したもの1枚）も併せて提出すること。

(イ) 作成要領

- ・使用ソフトはWord、Excel、Power pointとし、A4縦長横書き片面とすること。
- ・企画提案書は、優先交渉権者選考審査基準（以下「審査基準」という。）の評価分類に従い、同様の目次を付与して作成すること。
- ・企画提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも企画提案書を読んで理解できる内容とすること。
- ・審査基準の評価分類ごとに、対象とする提案を行うこと。
記載は当該分類内で完結すること。当該分類以外に掲載されている記述は、採点の対象とならないことに留意すること。
- ・企画提案書に記載する内容は全て本業務における実施義務事項として事業者が提示し、かつ提案価格内で契約するものであることに留意すること。（ただし、審査基準評価分類5に記載する内容は、価格を別途積算すること。）
- ・実施義務事項ではなく、参考として記載が必要である場合には、【参考】と明示し、記載する用紙を分け、混同する可能性を排除すること。
- ・提案価格外として記載が必要である場合には、【価格外】と明示し、記載する用紙を分け、混同する可能性を排除すること。
- ・説明は文章をもって行い、図等はその補助として用いること。図のみの説明は認めない。
- ・事業契約書（案）及び仕様書、その他甲府市が事前に公開した各種事業関連図書の内

容を前提条件として提案すること。

ウ 提案価格に関するもの

(ア) 提案価格書（様式4）

(イ) 提案価格内訳書（様式7）

提案価格書（様式4）と割印すること。

エ 機能要件に関するもの

(ア) 機能要件書（様式11）

(イ) 機能評価シート

(ウ) 操作マニュアル

(エ) その他（提案システムの機能及び操作性が確認できる資料）

(2) 提出期限

ア 参加表明に関するもの

令和2年5月1日（金）午後5時までとする。（遅れた場合参加を認めない。）

イ 企画提案に関するもの

令和2年5月12日（火）午後5時までとする。（遅れた場合参加を認めない。）

ウ 提案価格に関するもの

令和2年5月12日（火）午後5時までとする。（遅れた場合参加を認めない。）

エ 機能要件に関するもの

令和2年5月12日（火）午後5時までとする。（遅れた場合参加を認めない。）

(3) 提出部数

ア 参加表明に関するもの

(ア)・(イ)については、代表者印を押印した正本を1部、副本を5部 合計6部

(ウ)については、事業所が所在する市区町村の納税証明書1部

(エ)については、代表者印を押印した正本を1部

イ 企画提案に関するもの

代表者印を押印した正本を1部、副本を14部 合計15部

ウ 提案価格に関するもの

提案価格書及び提案価格内訳書が封入封緘され、事業者名を表記した封筒1通

エ 機能要件に関するもの

(ア)については、代表者印を押印した正本を1部、副本を14部 合計15部

(イ)については、シート右上欄に事業者名を記入のうえ合計15部

(ウ)・(エ)については、各合計5部

(4) 提出方法

持参又は郵送。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送にて提出する場合は、提出期限内に到着したものに限り受け付けることとし、電話にて書類の到着の確認をすること。なお、郵送事故等については参加表明者のリスク負担とする。

(5) 提出先

「12 事務局」に提出すること。

5 公募に対する質問

当該業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
質問書兼意見書（様式8）
- (2) 提出方法
質問書兼意見書（様式8）を添付した電子メールにて提出すること。
- (3) 受付期間
公募開始の日から令和2年4月21日（火）午後5時15分までとする。
- (4) 回答
令和2年4月24日（金）までに甲府市ホームページに掲載する。
- (5) 留意事項
本要領、事業契約書（案）及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

6 選考方法

- (1) 優先交渉権者の選考
優先交渉権者の選考に当たっては、優先交渉権者選考方法に基づき、戸籍総合システム更新等業務受託事業者選考審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、市が企画提案書審査を行い、企画提案内容を公平かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者を優先交渉権者として選考する。また、次点交渉権者も併せて選考する。
- (2) 審査
書類、機能評価及び提案価格について、総合的に審査を実施する。
- (3) 審査結果
審査を受けた各事業者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者についてはその名称まで）を甲府市ホームページに掲載する。
- (4) 優先交渉権者との協議
審査委員会にて選考された優先交渉権者は、市と仕様並びに価格等協議のうえ、市の決定を受けることにより受託事業者となる。ただし、優先交渉権者と協議が調わない場合、市は、次点交渉権者と協議を行うことがある。
また、参加表明者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、上記協議を行う。
- (5) 受託事業者
受託事業者は、市と事業契約書（案）及び仕様書等に基づき契約を締結し、受託業務を実施する。
- (6) その他
総得点が1位であっても、得点が著しく低い審査項目がある場合などは、優先交渉権者に選定しないことがある。

7 参加申込者の失格

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 参加申込者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

8 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと本市が判断したときは、中止する場合がある。その場合においては、応募に関わる全ての経費は本市に請求できない。

9 辞退

参加表明書提出後、辞退する場合は、参加辞退届（様式6）を使用し、令和2年5月11日（月）午後2時までに「12 事務局」に提出すること。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。郵送する場合は、必ず「特定記録郵便」とすること。

10 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出書類等の提出に係る一切の経費は、参加表明者の負担とする。また提出書類等は返却しない。
- (2) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合には、事前に市に届け出るものとする。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す証拠書類等を添付すること。
- (3) 提出書類等の著作権等の取扱いについては、提出書類等に含まれる著作物の著作権は参加表明者に帰属する。ただし、受託事業者選考結果の公表等において市がこの業務に関し必要と認める用途については、企画提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (4) 参加表明者は、1つの提案しか行うことはできない。
- (5) 企画提案に関する提出書類等の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。
- (6) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (7) 規程等は、甲府市ホームページからダウンロードすること。
https://www1.g-reiki.net/kofu/reiki_menu.html
- (8) スケジュールの変更については、甲府市ホームページへ随時掲載する。
- (9) 既存のネットワーク構成図、パソコン機器等の配置、情報セキュリティポリシー及び業務ヒアリング資料等の情報が必要な参加表明者には、機密保持確認書（様式10）を取り交わしたうえで、情報提供又は閲覧を許可するものとする。

1 1 スケジュール

スケジュールについては、次の通りとする。

(1) 質問受付期間

期 限 令和2年4月21日（火）午後5時15分まで

(2) 質問回答日

令和2年4月24日（金）

1 2 事務局

甲府市役所 市民部 市民総室 市民課

山梨県甲府市丸の内1丁目18-1

TEL 055-237-5349

mail: sssimin@city.kofu.lg.jp

URL: <https://www.city.kofu.yamanashi.jp/shimin/index.html>